

いじめ防止基本方針

雲南市立海潮中学校

I いじめの防止に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、重大な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。また、「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるもの」である。

上記のような基本認識に立ち、本校はいじめの未然防止に努めるとともに、すべての生徒が安全で安心して活動できる学校づくりを行う。

また、いじめの早期発見に係る手立てを講ずるとともに、いじめ発生に対しては早期かつ組織的な対応を行っていく。

さらに、いじめは学校のみならず、家庭や地域でも発生する場合があることより、保護者や地域、関係諸機関との連携の上、いじめ防止に関する方策を講ずる。

(いじめの定義)

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(学校及び教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（「同」第8条）

II いじめの未然防止

1、教職員の体制

(1) いじめを許さない、いじめられた生徒を守り通すという強いメッセージを伝える。

(校長・生徒指導担当・担任等の講話)

(2) 教職員間の情報交換を頻繁にし、生徒の様子について共通理解・共通認識を持つ。

(職員朝礼・職員会等)

(3) いじめにつながる言動を発見したら、即刻指導するとともに、教職員のチームとして対応する。

(4) 昼休み等に生徒とふれあう機会をつくるとともに、あいさつ・積極的な声かけにより生徒との良好な人間関係づくりを行う。

(5) 教職員の人権意識と指導力向上のための研修を計画的に実施する。

①生徒の人権に関する研修

②生徒指導・生徒理解・特別支援教育に関する研修

③いじめ（インターネットによるいじめ等を含む）に関する研修等

2、授業づくり

(1) 授業のユニバーサルデザイン化の推進

(2) 基礎・基本の定着の取組（自学ノート・小テスト等）

(3) 授業規律の徹底

(4) ICT機器の導入と活用

3、心の教育の充実

- (1) 「いじめ」について考える授業の実施。(道徳・学級活動)
- (2) 情報モラル教育により、生徒のメディアリテラシーの向上を図る。
- (3) 人権週間を活用し人権の大切さについて全校で学習する。
- (4) 体験活動の中で達成感や自尊感情を育む。(生徒会活動・修学旅行・班別市内研修等)

4、集団づくり・人間関係づくり

- (1) 「アンケートQU」、グループエンカウンターを学級集団づくりに活用する。
- (2) 全教科でペア学習・グループ学習を実践する。
- (3) 授業や生徒会活動で話し合いや発表等の言語活動を取り入れ、コミュニケーション力の向上を図る。
- (4) 幼・小・中が連携して人間関係づくりに取り組む(「海潮の子どもを語る会」)

5、保護者・地域との連携

- (1) 学校の方針・体制等について、PTA 総会や地域との会合(「海潮の教育を語る会」)等で周知する。
- (2) 行事や生徒の活動の様子を、各種通信・ホームページ等を利用して保護者・地域に発信する。
- (3) キャリア教育やふるさと学習、各種体験活動で地域の人材を招聘し、生徒との交流を推進する。
- (4) 生徒が地域の行事に積極的に参加するよう促すとともに、その体制を整備する。
- (5) 学校(教職員)と保護者、地域とのより良い関係づくり。

Ⅲ いじめの早期発見

- 1、生徒の様子を常に見守り、気になることがあれば早めに声掛けをする。
- 2、定期的に学校生活についてのアンケート調査を実施する。
- 3、定期的に教育相談期間を設定する。
- 4、「未来」(生活ノート)による担任との連絡体制づくりを行う。
- 5、「いじめ相談テレフォン」、「ヤングテレフォン・けいさついじめ110番」等の外部相談機関の周知を行う。

Ⅳ いじめへの対応

1、いじめ対策のための組織

- (1) 名称 いじめ・不登校対策委員会
- (2) 構成 管理職・生徒指導主事・教育支援 CN・学年主任・当該学年部
必要に応じて養護教諭・SC・SSW を招聘する
- (3) 機能
 - ①本基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談・通報の窓口
 - ③いじめ・問題行動に関する情報の収集と記録
 - ④いじめやその疑いがある情報に際し、その指導体制等の協議、教職員に周知・実行
 - ⑤対応した事案について、進捗状況や終結の状況の確認

2、いじめへの対応 「いじめ対応マニュアル（最終ページ掲載）」による

3、重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 （「いじめ防止対策推進法」 第28条）

*①の具体的なケース

- ・生徒が自殺を凶った場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害をこうむった場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・その他犯罪行為等

(2) 重大事態の報告

上記の重大事態が発生した場合は、速やかに雲南省教育委員会に報告するとともに、その対応について協議する。

*窓口—学校教育課 指導・支援グループ TEL 40-1072

(3) 重大事態の調査

重大事態の事実関係を明確にするとともに、同種の事態の発生防止に資するため、上記IV-1の組織により下記の調査を実施する。また、必要に応じ雲南省教育委員会やその委託を受けた専門的知識を有する第三者を招聘する。

なお、教育委員会が、学校による調査が不十分と判断した場合や、学校の教育活動に支障が生ずるような恐れのある時は、教育委員会がこれを行う。

- ① いじめ行為の時期、いじめを行った人物並びにその態様について
- ② いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係
- ③ 周辺生徒の状況
- ④ 学校・教職員の対応 等

*質問紙調査による場合、その結果をいじめられた生徒及びその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明等の措置が必要である。 （「いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議」七）

(4) 調査結果の提供及び報告

- ①上記の調査結果について、学校は速やかに教育委員会に報告し、②以下の対応について協議する。
- ②上記の調査結果について、学校・教育員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮する。
- ③上記の調査結果について、全校生徒に周知するとともに、必要に応じて臨時保護者会等を開催し、すべての保護者に説明する。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮する。

いじめ対応マニュアル

雲南市立海潮中学校

